

新型コロナの影響で収入が3割以上減少したら…

# 国保料が軽減されます

前年の所得金額が  
300万円以下の場合 **全額免除も**

介護保険も減免されます。  
一緒に申請しましょう。

## 特に自営業者の方は必見！

収入が3割以上減少している方は、減免申請を行いましょ！

## 資格証から短期証受取の方！

熊本市がコロナ感染対策として、国保の資格証明書（窓口全額負担）の方を対象に、短期保険証（窓口3割負担・期限付き）を発送しました。受け取られた方は短期保険証の期限が近づいています。

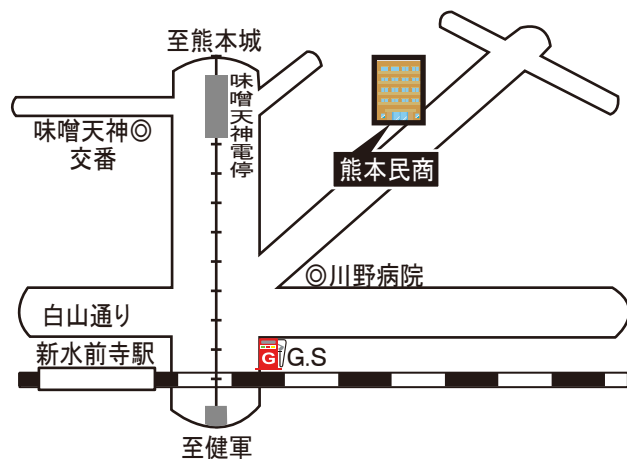
## 国保料・税（後期高齢者）の減免区分

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

## 介護保険料の減免区分

200万円以下	全部
200万円超	10分の8

※前年の事業収入等が3割減などの世帯が対象



緊急

## 国保相談会

場所：熊本民商事務所

日時：6月22日(月)  
24日(水)  
26日(金)

要予約

すべて16時より開催

密集を避けるために、一回の人数を制限していますので、必ず事前にご予約ください。

☎096-366-4281

fax096-372-6456

熊本市国保をよくする会

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目15-9 (熊本民商内)

<https://www.facebook.com/k.kokuho/>  
kumamin@ina.bbiq.jp

